

収入金額内訳書貼付用紙

(2 枚中 2 枚目)

伝票番号	1	収入金額	200,000 円
------	---	------	-----------

【領収書等添付欄】 収入金額内訳書等を重ねて添付しないこと。



普通預金(兼お借入明細)



ATMをご利用の
場合は矢印方向から
挿入してください

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
7- 3-10	新規		1,000	¥1,000*
7- 4- 4		1,000		¥0*
7- 4- 4			385,000	¥385,000*
D 7- 4- 9	振込入金* コウメイウチソウシ		105,000	¥490,000*
7- 5- 7	振 替	27,280		¥462,720*
7- 5- 7	振 替	660		¥462,060*
7- 5- 8		33,000		¥429,060*
7- 5- 9			589,000	¥1,018,060*
7- 5-12		3,830		¥1,014,230*
7- 5-12		10,000		¥1,004,230*
7- 5-16		300,000		¥704,230*
7- 5-21			20,000	¥724,230*
7- 5-21		500,000		¥224,230*
7- 5-26			38,000	¥262,230*
7- 5-29	振 替	58,960		¥203,270*
7- 5-29	振 替	880		¥202,390*
7- 5-29			53,194	¥255,584*
7- 6- 4	振 替	255,584		¥0*
D 7- 7-25	振込入金* チセキカイソウカ		200,000	¥200,000*
D 7- 9-14	決算利息 7- 9-13マテ		178	¥200,178*
7- 9-19		100,000		¥100,178*
D 8- 3-15	決算利息 8- 3-14マテ		91	¥100,269*
8- 3-16	AD		55,800	¥156,069*
8- 3-16	手数料	110		¥156,959*

1. 証券類のご入金の際は摘要欄に記号（他券、取立）とお支払ができる予定日を印字します。
 なお、お支払可能時刻は証券類によって異なりますので、くわしくは窓口へお問い合わせください。

2. 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記載いたします。

*お借入残高のときは差引残高頭部に「-」の表示をいたします

【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

収入金額内訳書貼付用紙

(2 枚中 2 枚目)

伝票番号	2	収入金額	178 円
------	---	------	-------

【領収書等添付欄】 収入金額内訳書等を重ねて添付してください。



普通預金 (兼お借入明細)



ATMをご利用の
場合は矢印方向から
挿入してください



年 月 日	摘 要	お支払金額 円	お預り金額 円	差 引 残 高 円
7- 3-10	新規		1,000	¥1,000*
2 7- 4- 4		1,000		¥0*
3 7- 4- 4			385,000	¥385,000*
4 D 7- 4- 9	振込入金* コウメイトウホセソウシ		105,000	¥490,000*
5 7- 5- 7	振 替	27,280		¥462,720*
6 7- 5- 7	振 替	660		¥462,060*
7 7- 5- 8		33,000		¥429,060*
8 7- 5- 9			589,000	¥1,018,060*
9 7- 5-12		3,830		¥1,014,230*
10 7- 5-12		10,000		¥1,004,230*
11 7- 5-16		300,000		¥704,230*
12 7- 5-21			20,000	¥724,230*
13 7- 5-21		500,000		¥224,230*
14 7- 5-26			38,000	¥262,230*
15 7- 5-29	振 替	58,960		¥203,270*
16 7- 5-29	振 替	880		¥202,390*
17 7- 5-29			53,194	¥255,584*
18 7- 6- 4	振 替	255,584		¥0*
19 D 7- 7-25	振込入金* ホセシヤカイソウムカ		200,000	¥200,000*
20 D 7- 9-14	決算利息 7- 9-13マテ		178	¥200,178*
21 7- 9-19		100,000		¥100,178*
22 D 8- 3-15	決算利息 8- 3-14マテ		91	¥100,269*
23 8- 3-16	AD		55,800	¥156,069*
24 8- 3-16	手数料	110		¥155,959*

- 証券類のご入金の際は摘要欄に記号 (他券、取立) とお支払ができる予定日を印字します。
なお、お支払可能時刻は証券類によって異なりますのでくわしくは窓口へお問い合わせください。
- 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記載いたします。

※お借入残高のときは差引残高欄頭に「-」の表示をいたします

【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

令和 7 年度 政務活動費支出伝票（交通費）

会派名 無所属
経理責任者 仲山 正人

(5 枚中 1 枚目)

代表者	経理責任者	取扱者	伝票番号	支出区分
			3	☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☒ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費
議員名		用務名（用務先）		月日
仲山 正人 議員		千歳市の自衛隊体制強化を求める要望他（防衛省）（11/19）		令和 7 年 11 月 19 日 ～ 令和 7 年 11 月 20 日
		支出金額		受領年月日
		44,200 円		7 年 11 月 19 日
				

(交通費明細書)

旅行月日	出発地	到着地	項目 (用途)	費用	宿泊料	計	備考
11／19	新千歳 空港	羽田 空港	航空機	44,200 円		44,200 円	復路料金及び宿泊料 込み
11／19					—	—	都市センターホテル
11／20	羽田 空港	新千歳 空港	航空機	—		—	往路料金に含まれる
合計				44,200 円		44,200 円	

領収書等貼付用紙（交通費）

（ 5 枚中 2 枚目）

伝票番号	3 - 1	支出金額	44,200 円	出発地	11/19 新千歳空港 (11/20 羽田空港)
		(貼付領収書金額合計)	44,200 円	到着地	11/19 羽田空港 (11/20 新千歳空港)

【領収書等添付欄】領収書等を重ねて添付しないこと。

別紙

【摘要】特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

往路料金（ADO 014 便） 復路料金（ADO 035 便） 及び
宿泊料（都市センターホテル） 込み

領収書 (再発行)

Rakuten Travel

発行日 : 2025/11/12
発行3回目

千歳市議会 仲山 正人

様

支払金額	44,200 円
	ツアー料金 : 44,200 円
但し サービス利用代金等として	
■ 内訳	
クレジットカード利用金額	44,200 円
■ 課税対象	
10%対象	44,200 円
課税対象外	0 円
■ 旅行内容	
代表者	なかやま まさと
予約番号	RA42460879462578992
旅行日程	2025/11/19 ~ 2025/11/20
申込人数	1名 (大人1名/子供0名/幼児0名)
航空会社	全日空 (または提携航空会社)
ホテル	都市センターホテル (リーガロイヤルホテルグループ) (2025/11/19から1泊・1部屋)
■ 利用明細	
内訳	大人 44,200 円 x 1名

ご利用ありがとうございました。

楽天グループ株式会社

トラベル&モビリティ事業

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1

楽天クリムゾンハウス

<https://travel.rakuten.co.jp/>

登録番号 : T9010701020592



領収書等貼付用紙（交通費）

（ 5 枚中 3 枚目）

伝票番号	3 - 2	支出金額	円	出発地	新千歳空港
		(貼付領収書金額合計)	円	到着地	羽田空港

【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。

別紙

【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

往路（ADO 014 便）料金は伝票番号 3-1 に含まれる

AIR DO

搭乗券



保安検査場は出発の 20分前 までにご通過ください。

搭乗口へは出発の 10分前 までにお越しください。

BN:74

搭乗者名: ナカヤマ マサト様

都市(空港)	便名	搭乗日	時刻	搭乗	座席番号
出発 札幌(新千歳)	ADO014	2025年11月19日(水)	出発 09:00	搭乗口 6	6C
到着 東京(羽田)	チェックイン状況 チエックイン済み		到着 10:35	搭乗順 Group 4	普通席

空港に到着したら出発保安検査場に直接お越しください。搭乗の際、「搭乗券」はお客様1人につき1枚必要です。

- ※ 空席待ち申し込みしている場合は、空席待ち申し込み便の出発20分前までに保安検査場を通過してください。
- ※ 手荷物をお預けになる場合は、手荷物カウンターに直接お越しください。

ご注意

- 乗り継ぎのフライトを別で予約している場合は、出発空港の搭乗手続きカウンターで乗り継ぎがある旨をお申し出ください。
- 予約内容を変更した場合は、再度印刷してください(この「搭乗券」は無効になります)。

■ご案内

1. 本書は、お客様が購入された航空券にかかわる重要な内容が記載されておりますので、内容を充分にご確認のうえ、大切に保管してください。
2. お客様との運送契約は、国内旅客運送約款に則ります。
3. 本書に係るその他の取り扱いについては、係員にお尋ねください。

■ご搭乗について

■払い戻しについて

1. お客様からのご申告に基づき、有効期間満了後30日以内に限り承ります。
2. 払い戻しの際は、確認番号または購入時にご利用のクレジットカードが必要です。
3. 払い戻しの際に所定の手数料を申し受けます。
4. 払い戻しは発行所または当社事務所において承ります。ただし、旅行会社でクレジットカード等にてお支払いの場合は、発行所に限り承ります。

■AIRDO便ご利用に関するお問い合わせ

領収書等貼付用紙（交通費）

（ 5 枚中 4 枚目）

伝票番号	3 - 3	支出金額	円	出発地	羽田空港
		(貼付領収書金額合計)	円	到着地	新千歳空港

【領収書等添

2025/11/23 12:04

搭乗券の表示・保...
aswbe-d.ana.co.jp

⋮



AIR DO

▶ トップページ

搭乗券の表示・保存

2次元バーコード

ナカヤマ マサト様



BN:89

フライト情報

2025年11月20日(木)
東京(羽田) 札幌(新千歳)
18:50 - 20:20
ADO035 普通席
チェックイン済み

搭乗口 搭乗順
56(第2ターミナル出発A・ Group 4
B)

座席番号
6E

【摘要】 特記

復路（ADO 035 便）料金は伝票番号 3-1 に含まれる

領収書等貼付用紙

(5 枚中 5 枚目)

伝票番号	3 - 4	支出金額	円
		(貼付領収書金額合計)	円
【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。 別紙			
【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。 宿泊料（都市センターホテル）は伝票番号 3 - 1 に含まれる。			

2025年11月20日（木）

宿 泊 証 明 書

この度は、ご宿泊いただきまして誠にありがとうございます。

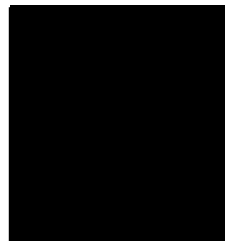
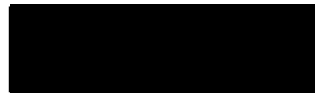
以下のとおり、ご宿泊くださいましたことを証明いたします。

ご宿泊日 2025年 11月 19日（水） 1泊

ご宿泊者名 仲山 正人 様

宿泊施設 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1

都市センターホテル



視察調査、研修会、陳情・要請活動参加報告書

千歳市議会議員 様

会派名 無所属
仲山 正人 

次のとおり要請・研修に参加したので報告します。

議 員 名	仲山 正人
期 間	令和 7 年 11 月 19 日（水） 7 時 30 分 から 令和 7 年 11 月 20 日（木） 21 時 50 分 まで
用 務 先 （視察先又は研 修会場又は陳 情・要請先）	要請 : 防衛省 （東京都新宿区市谷本村町 5-1） 政策勉強会 : 衆議院第 2 議員会館 （東京都千代田区永田町 2-1-2） 佐藤英道衆院議員事務所 717

要請・政策勉強会の概要

1 11月19日（水）13:55～15:40 防衛省 横田市長が会長を務める「千歳市に於ける自衛隊の体制強化を求める期成会」と共に千歳市議会防衛議員 16 名で、市川佳弘・航空幕僚監部総務部長、若林洋平・防衛大臣政務官、徳永勝彦・陸上幕僚副長、須藤英樹陸上幕僚監部防衛課長、木屋正博陸上幕僚監部監理部会計課長、大崎香織・人事教育部厚生課長の各々に対し「千歳市の自衛隊体制強化を求める要望書」並びに「自衛隊と地域コミュニティとの連携に関する要望書」について手交し、続いて松永浩二統合幕僚副長を表敬した。 また、今回の要望活動に参加した市議会防衛議員 16 名を代表して佐々木防衛議員連盟会長から千歳市の 3 つの駐屯地・基地の、現場自衛官の声として、各施設内の Wi-Fi 環境整備の必要性や保育施設の設置の必要性を伝えた。また、ここ数年、募集人数に満たない雇用状況による厳しい職場環境や生活面での充実に対する処遇改善の早期実現を強く求めることを伝えた。 感想 千歳市は自衛隊の方々と共存共栄する中で、これからも成長を続けていく街であり地域コミュニティ持続には、現役自衛官や自衛官 OB の方々の力が必要で、現在は、厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、自衛隊の方々が日々国防のために活躍いただき、国民の命を守るために御尽力されていることに日頃より感謝しております。 千歳市の自衛官は 9 2 0 0 名程度と聞いていますが、今回の要望活動により少しでも自衛官の環境改善が進められ、佐々木会長から伝えられた自衛隊内の通信環境整備・保育施設設置は重要な施策であり直接伝えることができ、非常に良い要望活動になったと考えます。今後も防衛議員として、自衛官の抱える課題に対し、処遇改善なども含め早期実現出来るよう活動をしていきます。

1 11月20日(木) 13:00~14:10

衆院第2議員会館の佐藤英道衆院議員事務所において、文部科学省 初等中等教育局から「不登校児童生徒への支援について」に関する取組の政策勉強会を開催いただいた。

講師；文部科学省 児童生徒課生徒指導室室長補佐

上久保 秀樹 様

(併) 不登校対策専門官

講義内容

全国的増加している不登校児童生徒への文科省として取組施策について、詳細な説明を資料に基づき受けた。全国的3~4%程度の不登校の児童生徒さんがおり令和6年度は率的には、若干減少傾向が見られた。各地の取組の内容について説明いただき効果が出ているものと感じた。また、講師の方が鹿児島県の自治体で教育長として赴任され、不登校への対応に教育長自ら取組まれたリアルなお話が聞けて非常に勉強になりました。

感想

文科省が先頭を切って取組んでいる施策を聞けて勉強になりました。特に家から出ることができずにいる児童生徒への学びのアクセスとして、教育支援センターの機能強化により、家庭訪問等のアウトリーチ支援を実施するための支援員の配置施策の重要性を理解するとともに、だれ一人取り残されない学びのために重層的支援の重要性を改めて学びました。しかしながら、市民から相談されている不登校の子が通うフリースクール等への助成が、憲法89条の壁で難しいことを改めて学びました。今後は、不登校で苦しむ方へどのような対応ができるのか、勉強していきたいと思います。

※当日配布資料など視察調査等の内容がわかる資料を添付すること。

経理責任者確認印





文部科学省

不登校児童生徒への支援について

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

室長補佐 上久保秀樹

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

※ Comfortable, Customized and
Optimized Locations of learning

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、以下の3つの柱を推進することにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。(令和5年3月)

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつなげることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

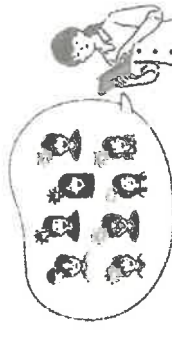
- 01 学びの多様な学校の設置促進
- 02 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進
- 03 教育支援センターの機能強化
- 04 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 05 多様な学びの場、居場所の確保



2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 01 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進
- 02 「チーム学校」による早期支援
- 03 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援



3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 01 学校の風土を「見える化」
- 02 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- 03 いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 04 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 05 快適で温かみのある学校環境整備
- 06 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に



不登校児童生徒の多様な学びの場の確保に向けた取組

不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学ぶことができるよう、個々の状況に応じた多様な学びの場の確保に向けた取組を推進。

✓ 学校に行くことができないが、自分のクラスに入りつづける方法



校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。
児童生徒のペースに合わせて学習のサポートを受けたり相談に乗ってもらったりすることができる。

✓ 家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



学びの多様な学校（いわゆる不登校特例校）

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数を少なくしたり、体験活動や探究的な学習を充実させたりするなど、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行っている。

✓ 家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



教育支援センター

各地域の教育委員会が開設しており、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行っている。

民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組んでいる。

✓ 家から出ることができない児童生徒



オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅で行うことができる。

アウトリーチ支援

学校等とつながっていない不登校児童生徒に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターが主体となり訪問支援を行っている。

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

元文科初第 698 号
令和元年10月25日

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
 - ・不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること
 - ・学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること
 - ・既存の学校教育になじまない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじまない要因の解消に努める必要があること
- ### 2 学校等の取組の充実
- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
 - ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
 - ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができ。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様な学校」に改称。

自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができ。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について

法令改正の趣旨

- 学校に通うことができなくとも、教育支援センターや民間団体等の学校外の機関や自宅等で学習を続けている不登校児童生徒の努力を評価し、社会的自立を後押しすることは重要であり、これまでも、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月初等中等教育局長通知）において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映できることとしてきた。
- 近年の不登校児童生徒の急増を受け、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）において教育支援センターや自宅等での学習が成績に反映されるようにすることが明記され、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）においても、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置を行うこととされていることを踏まえ、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進し、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進するため、令和元年の通知の内容を法令上明確化するもの。

法令改正の概要

学校教育法施行規則の一部改正

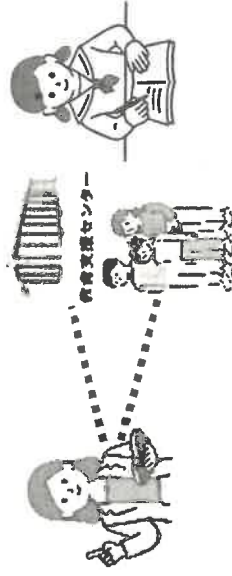
義務教育段階の不登校児童生徒について成績評価を行うにあたっては、文部科学大臣が定める要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができることを法令上に規定

文部科学大臣が定める要件

- 01 学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。

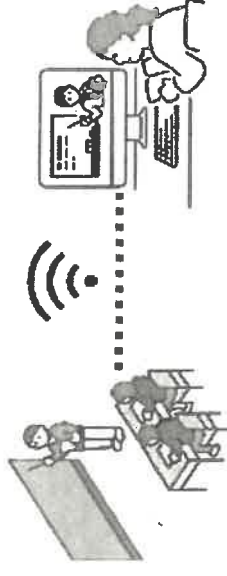
- 02 学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。

- 03 学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。



取組例

- 1人1台端末を活用して、教育支援センター等から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映
- 学校から届いたプリントや実技教科の作成キット等を自宅や教育支援センターで学習し、その成果を成績に反映
- フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組みんでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映
- 民間のeラーニング教材を活用して学習を行っている不登校児童生徒について、教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映



民間施設のガイドライン（試案）

（「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日 別添資料）

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することとが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入に当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。



- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。
- 5 施設、設備について
 - ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
 - ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。
- 6 学校、教育委員会と施設との関係について
児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 7 家庭との関係について
 - ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
 - ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること

【官民連携】教育支援センターの事例：雲南市教育支援センター（おんせんキャンパス）

概要

※文部科学省「委託事業実施団体」[いじめ・不登校の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究事業]実証団体

設置目的：様々な事情で不登校又は不登校傾向にある児童・生徒に対し、個々の実態に合わせた支援を行い、社会性を身につけさせる。

運営方針：①こどもだけでなく、保護者、学校との関わりを「バランスよく」

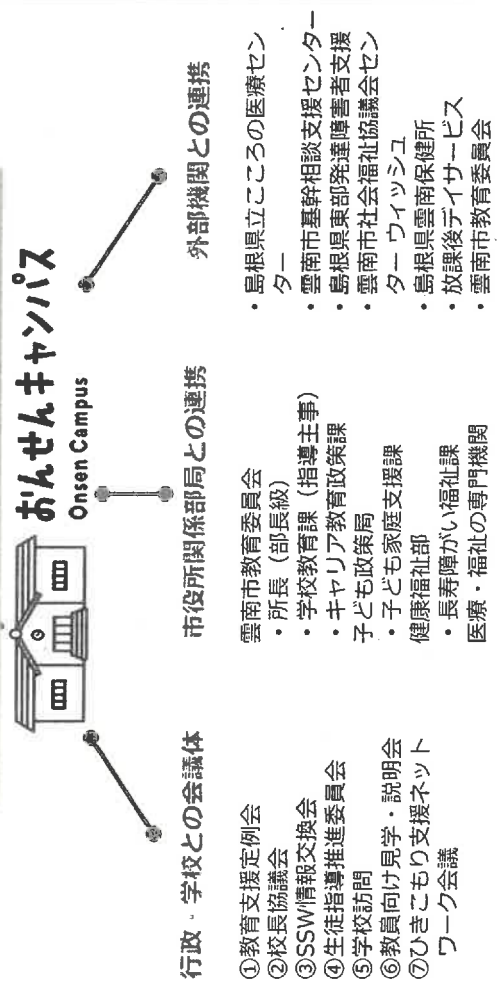
②アウトリーチ（訪問支援）により、「つながり」に行く「伴走する」

③複合的な課題への対応と中長期的な支援を視野に入れ、関係機関と「つながる」

運営形態：業務委託方式を取っており、運営は認定NPOカタリバが行う。主管は市教育委員会キャリアア教育政策課及び学校教育課（指導主事）

特色① 強固な官民連携体制（外部機関との連携・ハブ）

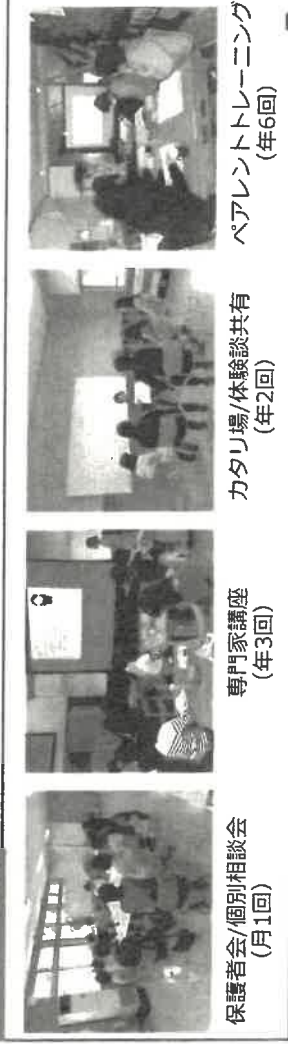
運営：教育委員会が認定NPOカタリバに委託



特色③ 地域とともにある教育支援センター



特色④ 家族サポートプログラム



特色① スタッフの多様性、教育NPOの柔軟性

【民間企業等】

放課後デイサービス勤務/出版社勤務/文学作家/ヨガ教室インストラクター

【教員経験】

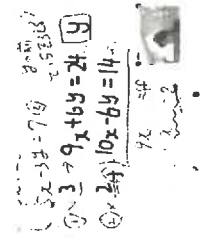
小学校一種免許/特別支援一種免許/中学校一種免許（体育・数学） / 高等学校二種免許（体育・数学） / 養護教諭一種

【社会教育経験者】

社会教育コーディネーター（小学校）

【心理職】

臨床心理士（島根県SCと兼務）



ICTによる個別学習

移動式美術館

ヨガワークショップ

eスポーツクラブ



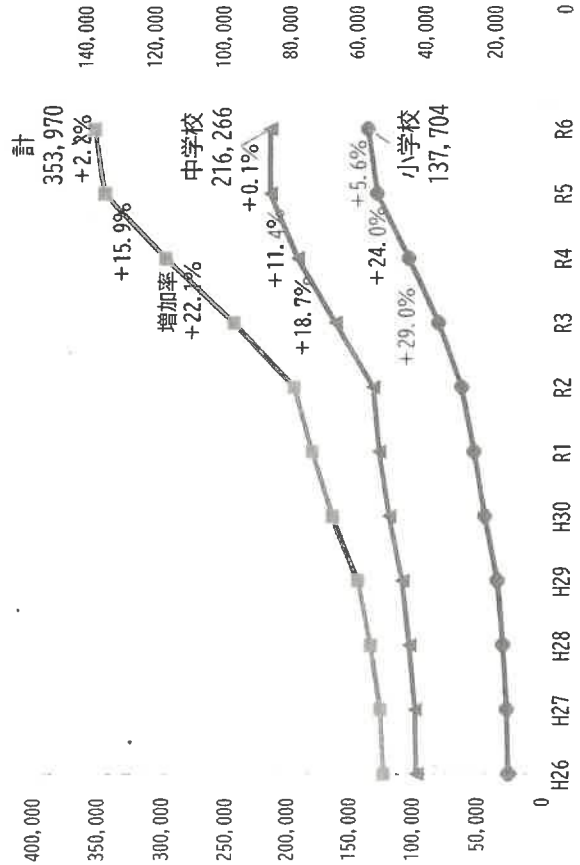
文部科学省

参考資料

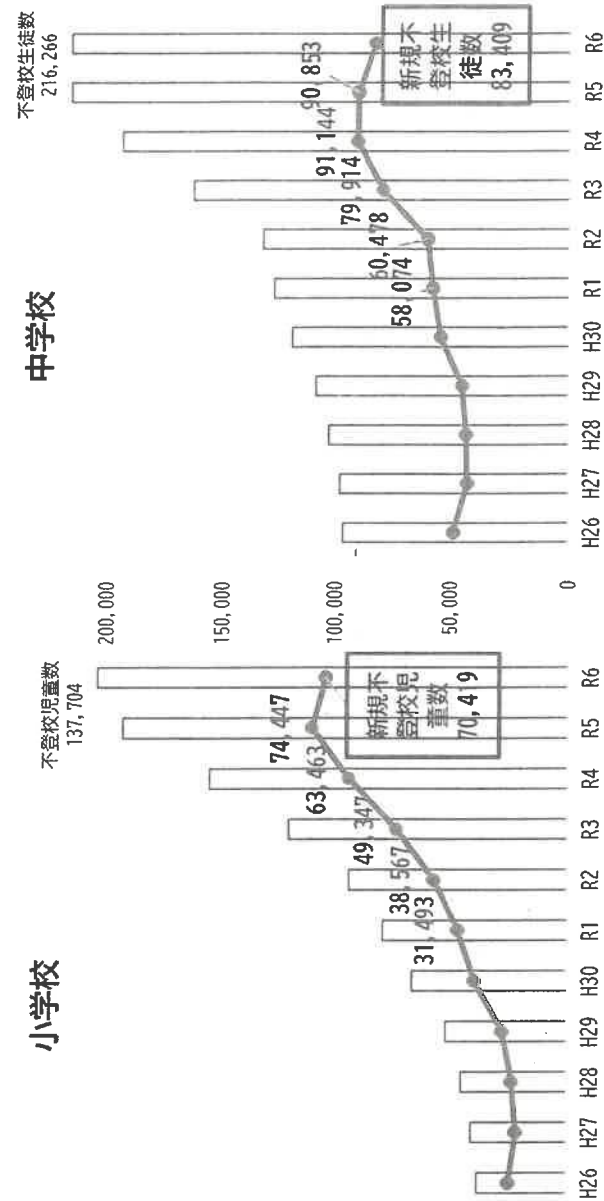
小・中学校における 不登校の状況について (令和6年度)

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は約35万4千人(過去最多)
- ・不登校児童生徒の対前年度増加率は低下(R4→R5:15.9%、R5→R6:2.2%)
- ・新規不登校児童生徒数は、小学校70,419人(R5 74,447人)、中学校83,409人(R5 90,853人)、小・中学校全体で153,828人(R5 165,300人)であり、いずれも減少。(小・中学校合計の新規不登校児童生徒数の減少は9年ぶり)
- ・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた者は増加(R4 184,831→R5 212,114→R6 218,246)

小・中学校における不登校児童生徒数の推移



新規不登校児童生徒数の推移

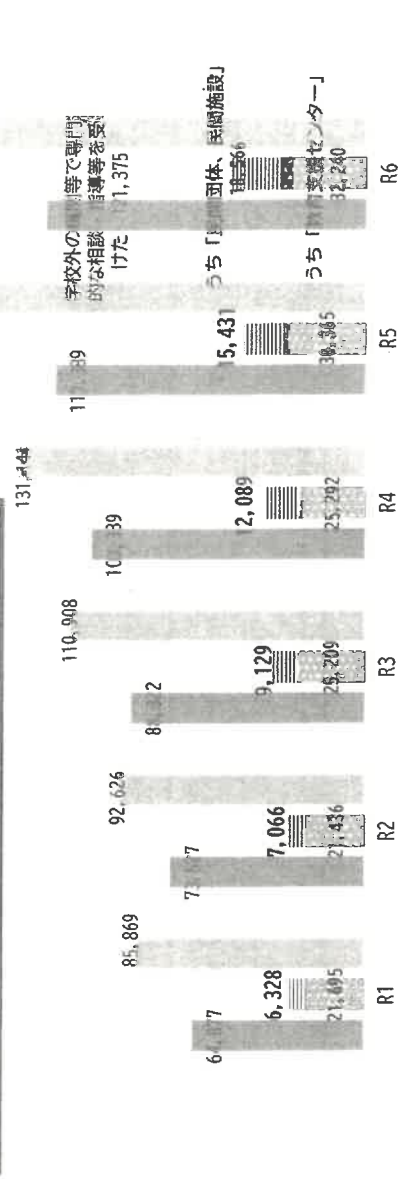


小・中学校における不登校児童生徒について把握した事実

項目	人数	割合
1 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	106,436	30.1%
2 生活リズムの不調に関する相談があった	88,563	25.0%
3 不安・抑うつ等の相談があった	85,854	24.3%
4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	55,152	15.6%
5 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	46,624	13.2%

※不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答
※割合は不登校児童生徒数に対する割合

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の状況



※学校外の機関等は、教育支援センター、児童相談所、保健所、病院、民間団体、民間施設等を目指し、学校内の専門的な相談・指導等は、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による相談・指導等を目指す。
(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和6年度)

不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

120億円
95億円)

※内数を除く 文部科学省

・不登校児童生徒は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。

・小・中学校における不登校児童生徒のうち、約4割が、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けられていない。

・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。

不登校の児童生徒全ての
学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる
環境を整えます。



1

学びの多様な学校（※）の設置促進 ※令和5年8月に名称変更

・学びの多様な学校の設置準備（補助上限約500万円）及び

令和6年度以降に指定される学びの多様な学校の設置後の運営支援（補助上限額約400万円） 2億円（1.4億円）

・教職員定数の改善（義務教育費国庫負担金）

不登校対応等のための中学校の生徒指導担当教師の配置充実、

中学校35人学級や学びの多様な学校に係る基礎定数化（次期通常国会に義務標準法改正案を提出予定）

・公立学校施設整備 2,066億円＋事項要求の内数（691億円の内数）

校内教育支援センターの設置促進

・校内教育支援センター支援員の配置 13億円（4億円）

・公立学校施設整備（再掲）

教育支援センターの機能強化

・教育支援センターのアウトリーチ支援体制の強化 2.5億円（0.7億円）

・メタバースを活用した不登校支援 1.3億円の内数（1.3億円の内数）

・不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の取組 2億円の内数（1億円の内数）

・不登校児童生徒を含めたキャリア教育の推進【新規】 0.5億円

多様な学びの場、居場所を確保等

・不登校児童生徒支援協議会の設置 0.1億円（0.1億円）

・夜間中学校の設置準備・運営支援及び教育活動の充実 1億円（1億円）

・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 1.4億円の内数（0.8億円の内数）

・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業 1億円の内数（1億円の内数）

・不登校対策等の効果的な活用への促進に向けた調査研究 0.3億円【R6補正：1億円】

・経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援と学びの充実に関する実証研究 0.1億円（0.1億円）

・幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究事業【新規】 0.4億円

心の小さなSOSを見逃さず、
「チーム学校」で支援します。



2

学校の風土の「見える化」を通して、
学校を「みんなが安心して学
べる」場所にします。

3

「チーム学校」による早期支援を推進

・SC・SSWの課題に応じた配置の拡充 95億円（86億円）

・心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの普及促進に関する調査研究 0.1億円（0.1億円）

一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

・不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化 2億円【R6補正：1.5億円】

・SC・SSWの配置（再掲）

学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

・校内教育支援センター支援員の配置（再掲）

快適で「いみのある学校としての環境整備

・公立学校施設整備（再掲）

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

校内教育支援センター支援員の配置事業

現状・課題

- ・不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」にて、「校内外教育支援センターの機能強化」を明記
- ・「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進」を明記
- ・在籍する学校には行けるが、自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援することが必要

事業内容

公立小・中学校において、校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールカウンセラー等との専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員（校内教育支援センター支援員）を配置し、校内教育支援センターの設置を促進加えて、校内教育支援センター支援員の質の向上に向けて、研修の実施を支援

実施主体	学校設置者（主に市区町村）
実施割合	国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3
実施校数	5,000校（2,000校）

※本事業の対象経費のうちには、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費も含む

本事業による効果

- ・不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けることが可能に
- ▷ 不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援

校内教育支援センターでの成果（R6年度末時点）

- ・利用児童生徒中、68.1%の児童生徒が、不登校・不登校傾向の状況改善
- ・利用児童生徒中、21.6%の児童生徒によって、欠席日数の増加の防止

通常学級への復帰	
実人数	割合
不登校や不登校傾向の状況が改善	2,365 19.5%
学校内の居場所として機能し、欠席日数の増加を防止	5,877 48.6%
上記のような効果が見られなかった	2,614 21.6%
	1,251 10.3%

※「校内教育支援センターの設置促進事業」を活用して、校内教育支援センターを設置した自治体を対象に、校内教育支援センターを利用した児童生徒（通常学級や教育支援センターを併用して利用した児童生徒を含む）について、利用を通じて生じた変化を調査

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のこと



公立小中学校の校内教育支援センター
設置状況（R6.7現在）

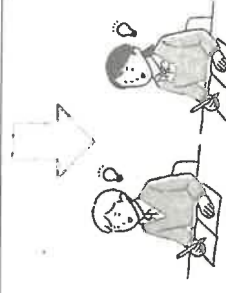
設置校数：12,712校

※小学校：6,643校、中学校：6,069校

設置率：46.1%



校内教育支援センターを拠点として、日常的に、学習支援や相談支援を行う支援員を配置



不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることが可能に

（担当：初等中等教育局 児童生徒課）

令和8年度要求・要望額
（前年度予算額）

13億円
4億円

文部科学省



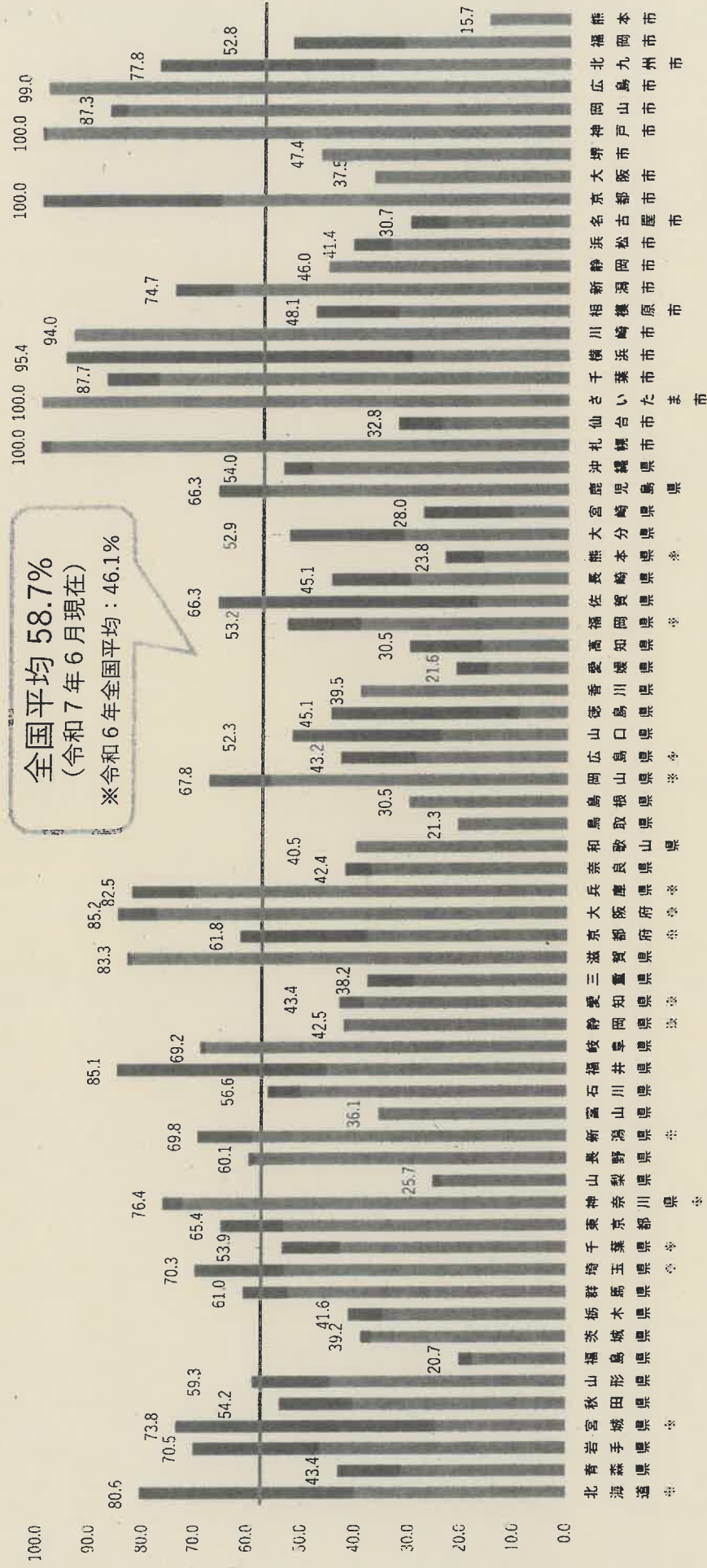
-

令和7年公立小中学校の校内教育支援センター設置率（都道府県・政令市別）

※の付く都道府県の内に、政令市の実績は含まない

※R6調査から設置校数の増加があった自治体については、

R7設置率(今回)



【参考】設置校数 15,874校 (小学校 8,841校(設置率: 49.1%)、中学校 7,033校(設置率: 77.5%))

※令和6年設置校数：12,712校（小学校13校（設置率：35.9%）、中学校6,069校（設置率：66.9%））

学びの多様化学校とは

- 学校の管理機関（教育委員会・学校法人）からの申請に基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別的教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、関係法令に基づき、学校を指定するもの。
- 具体的には、①教科の新設、②授業時数の組み替え、③指導内容の異学年への移行、④総授業時数の削減※、⑤1時間あたりの授業時間の短縮※などを行うことにより、不登校児童生徒が通いやすい学校を整備するもの。

※何らかの削減を行わなければ、不登校児童生徒の教育環境を保障することが困難であると考えられるなどの特別な理由がある場合

【R6年度4月時点】

19の都道府県（12）※・指定都市（7）に35校

※域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する学びの多様化学校がある都道府県を計上。



【R7年度1月時点】

29の都道府県（19）※・指定都市（10）に59校

学校種別設置状況（令和7年度）

- 小学校：13(8)校 中学校：41(25)校
- 高等学校：11(6)校

※小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上しているため
学校総数と一致しない

設置形態別設置状況（令和7年度）

- 本校型：23(17)校 分校型：5(1)校
分教室型：22(13)校 コース指定型：9(4)校

	設置状況		
	学校数	都道府県数	指定都市数
R6	35	12	7
R7	59	19	10

国公私立設置状況（令和7年度）

- 公立学校：37(21)校
(都道府県立：2校、市区町村立：35校)
私立学校：22(14)校

※（）内黒字は令和6年度の数を記入。

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

具体的には、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、**不登校特例校**※の各都道府県・政令指定都市での**1校以上の設置を本計画期間内において進め**、将来的には、不登校特例校※への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指す。

※令和5年8月31日に名称を「学びの多様化学校」に変更



○は政令市を表す

■ 令和6年度までに設置している地域
■ 令和7年4月に開校する地域

学びの多様化学校の設置促進

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)
2億円
1億円
文部科学省

背景・課題

- 不登校児童生徒数は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。
- 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等の法律」が成立し、多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々に応じた教育の確保の確保に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校（学びの多様化学校）の整備等が求められている。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）においても「学びの多様化学校の全国的な設置促進・機能強化」を明記。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）及び「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）に基づき、令和9年度までに全ての都道府県・指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含めて全国300校の設置を目指す。

事業内容

学びの多様化学校の設置を検討する自治体に対して、設置前の準備支援を行うほか、令和6年度以降に学びの多様化学校を設置した自治体に対して、設置後の運営支援を行う

支援イメージ

<設置前>

X-2年 X-1年

設置準備委員会
教育課程検討会
研究協議会・視察
住民ニーズ調査・説明会
広報活動
ブレイルーム等設置経費

各年度、1自治体
500万円を上限に補助

<設置後>

設置後1年 設置後2年 設置後3年

運営アドバイザー
教職員研修
広報活動
教育課程検討会

1自治体
400万円を
上限に補助

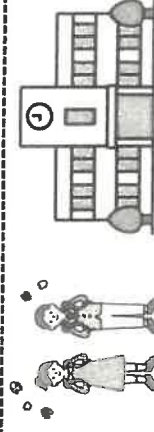
1自治体
300万円を
上限に補助

1自治体
200万円を
上限に補助

※令和6年度以降に設置する教育委員会を対象

学びの多様化学校

学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間を柔軟化することなどができる学校（小・中・高等学校）



【設置前の準備支援】

設置検討や準備に係る協議会等の設置、ブレイルーム設置に係る備品等、地域住民等への広報やニーズ調査等の経費を措置。

【設置後の運営支援】

設置当初における運営上の課題に対する助言を行う運営アドバイザー、教職員研修、広報活動等の経費を措置。

実施主体

都道府県、指定都市、市区町村

補助割合

国：1/3、都道府県等：2/3

【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 教職員定数の改善（義務教育費国庫負担金）
 - ・不登校対応等のための中学校の生徒指導担当教師の配置充実
 - ・中学校35人学級や学びの多様化学校に係る基礎定数化を実施（次期通常国会に義務標準法改正案を提出予定）
- ▶ 補習等のための指導員等派遣事業
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（私立）私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実（学校保健・食育推進体制支援）^{（業）}
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実

教育支援センターの機能強化

令和8年度要求・要望額 4億円
(前年度予算額 1億円)

現状・課題

- ・不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」にて、「校内外教育支援センターの機能強化」及び「いじめ・不登校や悩みを直面することもやその保護者への支援」の推進を明記
- ・「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「教育支援センターの機能強化」を明記
- ・在籍する学校に入りづらい児童生徒に対して、学校外での学びの場の確保するとともに、地域の支援拠点として、不登校児童生徒や保護者等に対する支援を充実する必要

事業内容

教育支援センターの機能を強化するため、学校や教育支援センターに通うことができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒を学びにアクセスできるようにするため、教育支援センターが主体となり、家庭訪問等のアウトリーチ支援を実施するための支援員の配置に必要な経費を補助

① アウトリーチ支援体制の強化 250百万円（72百万円）

家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒を学びにアクセスできるようにするため、教育支援センターが主体となり、家庭訪問等のアウトリーチ支援を実施するための支援員の配置に必要な経費を補助

【活用方法（例）】

- 学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒やその保護者に対し、家庭訪問などのアウトリーチ支援を実施するとともに、当該児童生徒を「学び」へ緩やかに接続させるため、アウトリーチ支援終了後においても関係機関とのケース会議等への参加等を行うための人材として、教育支援センターにアウトリーチ支援員を配置
- 教育支援センターにおいて、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施するための支援員を配置

実施主体	都道府県、指定都市、市区町村
補助割合	国1/3、 都道府県、指定都市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、 謝金、交通費・旅費、委託費等
総経費	450人（130人）

教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料



② 不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化 193百万円[R6補正：149百万円]

不登校児童生徒の保護者等が、一人で悩みを抱え込まないようにするとともに、学校内外の学びの場をはじめとした不登校支援に係る情報につながるようにするため、不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化に必要な経費を補助

- 不登校児童生徒の保護者等を対象とした相談支援の実施
- 不登校児童生徒の保護者等を対象とした学習会の実施
- 不登校支援に係る広報提供体制の整備
- 不登校を経験した児童生徒の保護者等（保護者の会等）と連携した支援の実施

【活用方法（例）】

- 教育支援センターが、不登校を経験した児童生徒の保護者を講師として、不登校児童生徒の保護者等向けの学習会を実施

実施主体	都道府県、指定都市、市区町村
補助割合	国1/3、 都道府県、指定都市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、 謝金、交通費・旅費、委託費等
総経費	300箇所（200箇所）

③ 不登校児童生徒支援協議会の設置 4百万円（4百万円）

域内の教育委員会・教育支援センター職員や、福祉機関を含む関係機関、フリースクールや保護者の会などの民間団体等が、定期的に協議する場を設け、相互に協力・補完し合いながら域内における不登校児童生徒の支援の在り方等について協議を行うために必要な経費を補助

実施主体	都道府県、指定都市
補助割合	国1/3、 都道府県、指定都市2/3
対象経費	謝金、旅費、借料及び損料、 通信運搬費、消耗品費等
総経費	67箇所

(担当：初等中等教育局 児童生徒課) 15

1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が増加する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）等を踏まえ、1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の学校での実施を目指し、引き続き、**通知や各種会議等を通じて、各学校における導入を推進**
- 学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）における、1人1台端末末を活用した児童生徒の学校生活を支援するツール
（例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール）の整備に必要な経費を踏まえて**地方財政措置**

「心の健康観察」の導入を進めている教育委員会等の声

A教育委員会

- 令和4年4月から域内の全小学校高学年及び中学校で有償アプリを導入
- 市全体での相談件数は、アプリ導入前は教育委員会宛のメール相談のみ実施**しており、年間で50件ほど。**アプリ導入後は約680件に増加し、いじめの認知件数も導入前約20件⇒導入後約110件と増加した。**
- 相談内容はいじめに限らず、自傷行為や自殺念慮に関わるものもある。**児童生徒が抱える悩みなどを早期発見が可能になり、早い段階から寄り添った対応が行えるようになっていく。

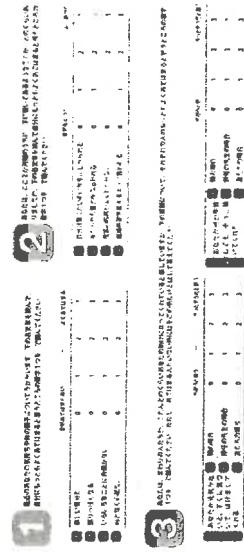
その他教育委員会等から寄せられた声

- これまでは、個々の担任教師の主観で児童生徒の変化を把握していたが、アプリを活用し、数値で捉えることができるようになったので、**ケース会議や児童生徒理解の材料として活用**できている。
- 導入校では、**不登校の新規発生が前年度の同時期と比較して半数以上減少**している。

- 児童生徒へのwebストレスチェックを通じて、心身の状況を把握、担任教師等にフィードバック
- ストレスチェックの結果は児童生徒や保護者にもフィードバックし、ストレスへの気付きを促す
- 高ストレスの児童生徒を早期発見し、SC・SSW等とも連携しつつ、カウンセリング等を通じて支援
- 必要に応じて、医療機関や児童相談所等の関係機関の支援につなげる

B教育委員会

- 令和3年4月から、域内の全小中学校でGoogleフォームを活用した「心の健康観察」を実施
- 導入以降**いじめの認知件数が増加**しており、導入前の令和2年度は約40件⇒導入後の**令和3年度は約270件、令和4年度は約420件**となっている。
- 個別事案では、長期休業中に、児童生徒から家庭のことで訴えがあり、即座に児童相談所、警察に連絡し、早期対応につなげた事案があった。
- 児童からは、「今は知っておいてもらうだけでよい」といった相談も多く、児童生徒にとって気軽に相談しやすいカウンセリング効果が高いツールと考えている。



＜児童生徒へのストレスチェック（イメージ）＞

学校における教育相談の流れ（イメージ）

1

教職員による日頃の観察

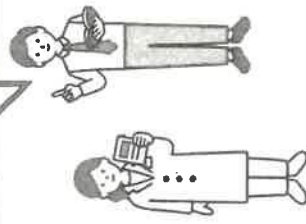
校長のリーダーシップによる
① 校内体制への位置づけなどによる
役割の明確化
② 教職員全体への理解促進 など

教育相談コーディネーターを中心と
した教育相談体制の構築

- ① SC・SSW等との連絡調整
- ② 教育相談に関する計画・立案
- ③ 児童生徒、保護者、教職員の
ニーズ把握 など



児童生徒・家庭の様子
（情報収集）
スクリーニングの実施など

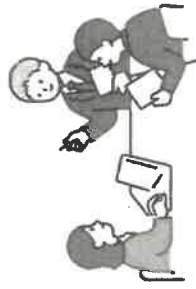


【関連条文】学校保健安全法
（保健指導）

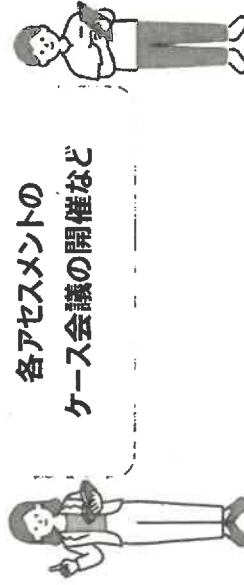
第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

2

支援・対応策の協議



各アセスメントの
ケース会議の開催など



SC による

- ① 児童生徒等からの相談対応
- ② 学級や学校集団に対する援助
- ③ 教職員等に対するコンサルテーション など

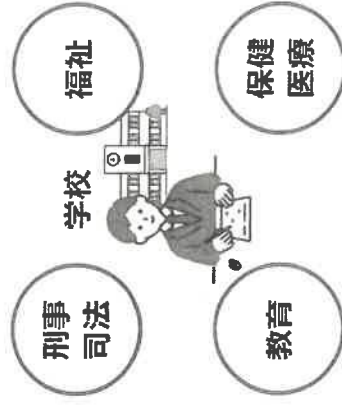
SSW による

- ① 各アセスメント等への働き掛け
→ 自治体、学校、地域、関係機関
- ② 児童生徒等からの相談対応 など

福祉

3

児童生徒への
多方面からの支援



課題の改善・解決

SC・SSWと学校の関係

チーム学校としての情報共有や児童生徒の変化の把握

それぞれの専門的視点に基づき参画

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

95億円
86億円

文部科学省

- ◆ 教師と支援スタッフとが連携・協働して、適切な対応が実施されるチーム学校による支援体制づくり
- ◆ 教育委員会における相談体制の充実及び関係機関等と連携した支援体制づくり
- ◆ SC・SSWによる児童生徒に関する支援の質の向上のため、フルタイム勤務等の実態等を踏まえた処遇の見直し

スクールカウンセラー等活用事業

令和8年度要求・要望額 6,713百万円(前年度予算額 6,212百万円)
事業開始年度: H7～(委託)、H13～(補助)

- ・児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・公認心理師、臨床心理士 等

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和8年度要求・要望額 2,816百万円(前年度予算額 2,428百万円)
事業開始年度: H20～(委託)、H21～(補助)

- ・児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・社会福祉士、精神保健福祉士 等

＜事業内容＞

○ 学校や教育支援センター等における、不登校やいじめをはじめとした児童生徒やその保護者等が抱える様々な課題の解決・改善に向けた支援を行う。

・**スクールカウンセラー(SC)**は、児童生徒へのカウンセリングや情報収集・見立て(アセスメント)、教師・保護者への助言・援助(コンサルテーション)のみならず、例えば、自殺防止教育において、児童生徒の「相談する力」や「心の危機に気付く力」の育成するなどの未然防止に資する取組を行う。

・**スクールソーシャルワーカー(SSW)**は、児童生徒や保護者のニーズを把握し、状況に応じた目標や支援計画を立てるとともに、例えば、虐待や貧困、ヤングケアラー、交通事故を含む犯罪被害者支援など様々な関係機関が実施する施策の情報を集約し、関係機関との連携・調整等を行う。

○ **スーパーバイザー**は、SC・SSWの支援の質の向上のため指導・助言等を行うとともに、緊急時や災害時における心理・福祉に関する支援の中核を担う。

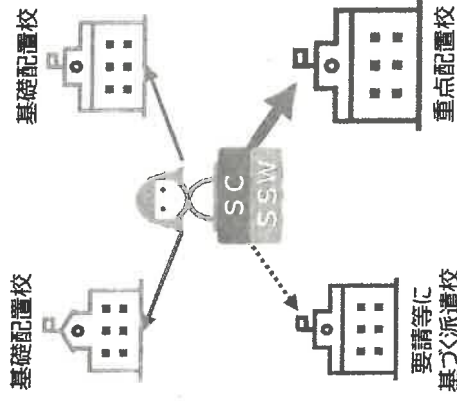
○ **SNS等を活用した相談**や「24時間子供SOSダイヤル」の相談員を配置することにより、児童生徒の対面では相談しづらい様々な悩みを総合的に受け止めるとともに、緊急時における教育委員会と関係機関とが連携した迅速かつ適切な対応を図る。

いじめや不登校、虐待、貧困、ヤングケアラー支援など児童生徒など児童生徒を取り巻く様々な課題への教育相談体制の充実

実施主体	SC : 都道府県・指定都市 SSW : 都道府県・指定都市・中核市	配置先	小・中・高等学校 教育支援センター	費用負担	国 : 1/3 都道府県等 : 2/3	対象費用	報酬、期末手当、交通費 等
------	---------------------------------------	-----	----------------------	------	------------------------	------	---------------

＜活用の工夫について＞

- ・自治体の配置の工夫により学びの多様化学校、夜間中学校への重点的な配置も可能
- ・離島・山間部など地域の実情に応じたオンラインを活用したケア、議やカウンセリングの実施



SC・SSWの勤務時間の中で児童生徒の抱える課題等状況に応じて柔軟に対応

- ・日常的な生徒指導等のため校内委員会への定期的な出席を通じた指導・助言
- ・切れ目ない指導、一助を目的とした教育支援センターにおける不登校対応への参画

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

不登校児童生徒の保護者等への 相談支援体制強化事業

令和8年度要求・要望額

2億円

(新規)

文部科学省

現状・課題

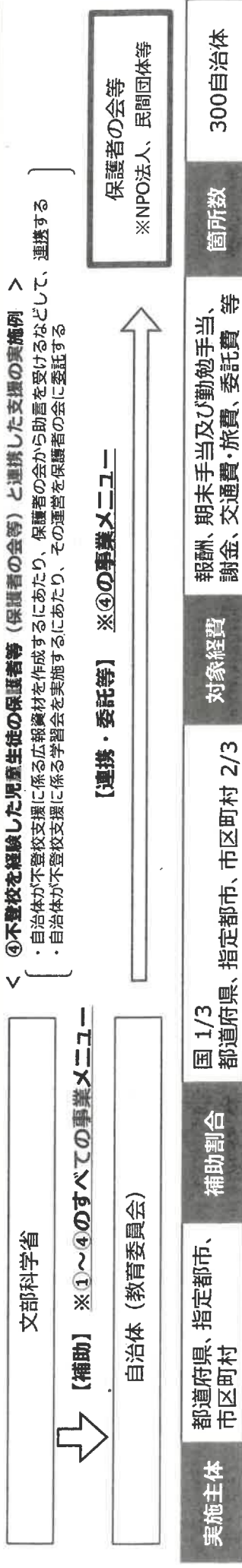
- 小・中学校における不登校児童生徒数は、11年連続で増加しており、約35万人で過去最多。
- 小・中学校における不登校児童生徒のうち、約4割が、学校内外の機関等で専門的な相談・支援を受けられていない。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」にて、「いじめ・不登校や悩み直面することやその保護者への支援」の推進を明記。
- 「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」において、不登校の児童生徒の保護者への支援を明記。
- 不登校児童生徒の保護者等に対する相談支援や不登校支援に係る情報提供の必要性等が高まっていることから、早急に支援体制を強化するための支援が必要。

事業内容

不登校児童生徒の保護者等が、一人で悩みを抱え込まないようにするとともに、学校内外の学びの場をはじめとした不登校支援に係る情報につながるようするため、
不登校児童生徒の保護者等の支援体制を強化するために必要な経費を補助（各実施主体において、①～④までの任意の事業メニューを選択して実施 ※複数選択可）

 ① 不登校児童生徒の保護者等を対象とした相談支援の実施	 ② 不登校児童生徒の保護者等を対象とした学習会の実施	 ③ 不登校支援に係る広報提供体制の整備	 ④ 不登校を経験した児童生徒の保護者等（保護者の会等）と連携した支援の実施 【新規】
不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者が、心理や福祉等の専門性を有する者等（公認心理師等）から、不登校や不登校傾向にある児童生徒への対応方法等について、個別の相談支援を受けることができるようにするために必要な経費を補助	不登校支援に係る学習会やセミナーを実施して、不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者同士が集い、悩みや経験を共有するとともに、学校内外の学びの場をはじめとした不登校支援に係る情報等につながることで、必要な経費を補助	不登校支援に係る広報資料の作成・配布等を行い、不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者が、支援機関や相談先等の不登校支援に係る情報等を得ることができるようにするために必要な経費を補助	不登校を経験した児童生徒の保護者等（保護者の会等）と連携して、不登校児童生徒の保護者等を対象とした相談支援や学習会、不登校支援に係る広報提供体制の整備等を行い、当事者の目線に立った保護者支援体制を強化するために必要な経費を補助

事業スキームのイメージ

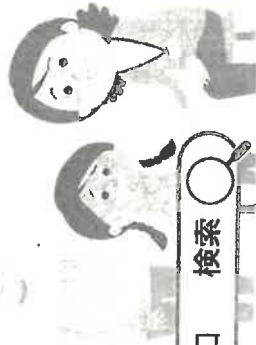


（担当：初等中等教育局 児童生徒課）19

不登校に関する 地元の相談窓口



不登校に関する
地元の相談窓口



文部科学省 不登校に関する地元の相談窓口 検索

◆ 各教育委員会における不登校児童生徒の支援に関する地域の相談支援機関等の情報を文部科学省HPで公開しました。

(例) 相談窓口に関する情報、不登校の保護者の会に関する情報、教育支援センターやフリースクール、学びの多様化学校に関する情報 等

◆ 各教育委員会からの提出に基づき掲載しています。定期的に照会予定ですので、積極的な登録をお願いいたします！



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURAL SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY・JAPAN



←子供のSOS相談窓口
こころ

トップページ



不登校に関する
地元の相談窓口

不登校児童生徒への支援に関して、各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報をまとめました。
保護者の皆様、支援者の皆様、相談先にお困りの方は以下より都道府県を並びリンク先のページから相談窓口をご確認ください。

北海道・東北エリア

関東エリア

中部エリア

文部科学省様式を活用した掲載事例
(栃木県大田原市)

困ったときは相談してください。

不登校に関する相談窓口

①不登校に関する相談窓口

名称	概要	連絡先	QRコード
大田原市 教育委員会 不登校支援センター (不登校)	いじめや不登校等の 教育上の相談	TEL : 0287-22-5884 住所 : 〒324-0047 大田原市大田原1-177-14 E-mail : kyobunka@city.ota.nagano.jp kyobunka.city.ota	
大田原市 教育委員会 不登校支援センター (不登校)	教育・就学相談	TEL : 0287-23-3175 住所 : 〒324-0041 大田原市大田原2-2828-4 (本庁舎4階)	
大田原市 教育委員会 不登校支援センター (不登校)	いじめや不登校等 に関する相談	TEL : 0287-23-3194 住所 : 〒324-0041 大田原市大田原2-2828-4 (本庁舎4階)	
大田原市 教育委員会 不登校支援センター (不登校)	いじめや不登校等 に関する相談	TEL : 028-643-4122 住所 : 〒324-0055 大田原市大田原2-3 URL : https://www.city.ota.nagano.jp	

②SNS(LINE)相談窓口

名称	概要
お母さんの ほぐれんじ	保護者の方向けの LINE相談窓口

③不登校の保護者の会

名称	概要
大田原市教育 支援センター 「保護者の会」	市内に在りて、不登校 のいじめや不登校等 を支援している保護者 の会が、不安や悩み についての相談や情 報交換ができる場 です。

登録するページのポイント
① 情報が集約されている
② 相談者がどこに相談する
べきかわかりやすい

TEL : 0287-22-5884
住所 : 〒324-0047 大田原市大田原1-177-14
E-mail : kyobunka@city.ota.nagano.jp

学校風土の把握とは

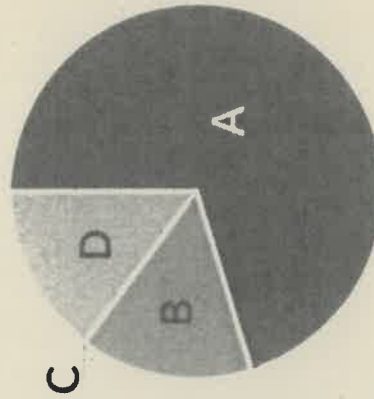
児童生徒がアンケート調査等に回答する。

(質問例)

- ・ 自分にはいいところがあると思いますか。
- ・ 不安や悩みを相談できる先生はいますか。
- ・ スマートフォン等で友達とメールやSNS(LINEなど)でのやり取りをすることがあります。
- ・ 睡眠時間は平均してどのくらいですか。
- ・ あなたのクラスではみんなが掃除当番や係の仕事を責任をもってしていますか。
- ・ SNS上で仲間外れにされたり、ひどいことを書かれたことがありますか。
- ・ 将来の夢や目標はありますか。
- ・ 授業中、難しい、ついていけないと不安になることはありますか。

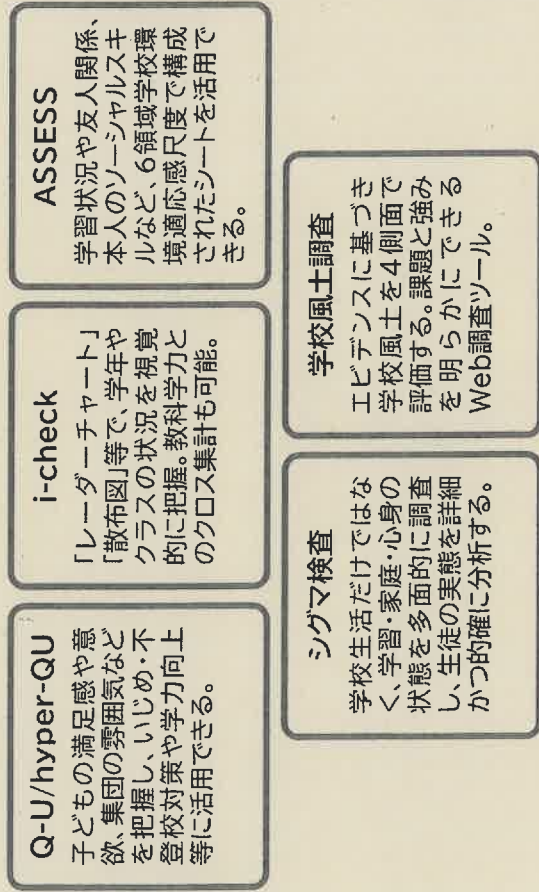
実施状況 (令和5年2月時点 児童生徒課調べ)

学校では、学校が生徒にとって生活しやすい風土雰囲気であるかを把握するための生徒に対するアンケート等を実施していますか。



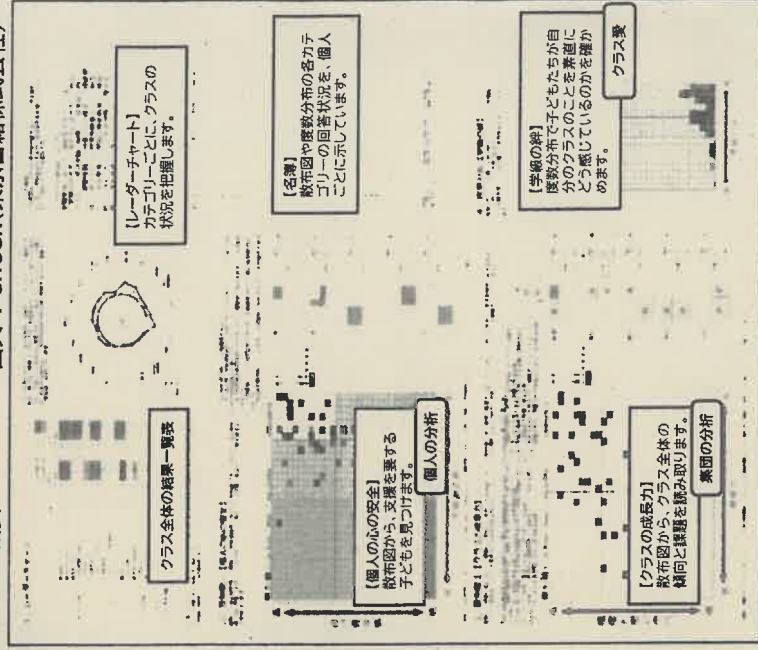
- A: 全ての学校でアンケート等を実施している (学校や教育委員会独自作成のものを含む)
- B: アンケート等を実施している学校がある
- C: アンケート等を実施している学校はない
- D: 教育委員会で把握していない

アンケートツール例



クラスの概要

出典:i-check(東京書籍株式会社)



ココロ3

学校の風土の「見える化」を期して、子供を「みんなが安心して学べる」場所にする

- ・ 教職員の経験年等や考え方等に左右されず、エビデンスのある分析に基づいた対応方針を立てることができる。
- ・ 教育実践を振り返り、修正する手立てとなる。
- ・ いじめ等の諸課題を早期に発見し、不登校を予防する等、困難を抱える児童生徒を早期に支援することにつながる。
- ・ 児童生徒一人ひとりの心身の状況、学校生活への安心感、喫緊の課題やSOS、学級や学年の雰囲気や傾向が分かる。
- ・ 児童生徒の見えていなかった長所や得意を発見できる。
- ・ 児童生徒が抱える課題の詳細が分かり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等との連携につながる。

3 予想されるこれからの社会のあり方

みなさんが生きるこれからの社会は、「Society(ソサエティ)5.0時代」「予測が難しい時代」などと言われ、これまで以上に社会がはげしく変化していくと考えられています。

Society 5.0 : AIをはじめとした最先端のテクノロジーが世の中に行きわたることにより、社会の課題解決と経済発展を両立する社会

AIやロボティクス、ビッグデータ、高速インターネットなど、発展し続けるテクノロジーが、新たな時代「Society 5.0」を生み出し、わたしたちの生活も大きく変化していくと予想されています。

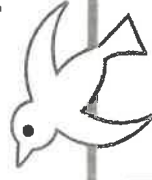


このような変化に受け身で対応するのは大変な時代と考えられるかもしれません。しかし、変化しやすい時代だからこそ、変化を前向きに受け止め、わたしたちの社会や生活をゆたかにしたり、現在では思いもつかない新しい未来の姿を実現したりすることができのです。



これからよりよい社会・未来をつくるの、みなさんです!!

【事例】春日井市（愛知県）の取組



1人1台のICT端末を効果的に活用し、同じ教室の中で様々な形態の学びを実践するとともに、教師が学習ログ収集・分析することで、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実。

同じ教室の中においても、1人で学習を進める児童、ペアで学習を進める児童、グループで学習を進める児童があり、様々な形態の学びが行われている。



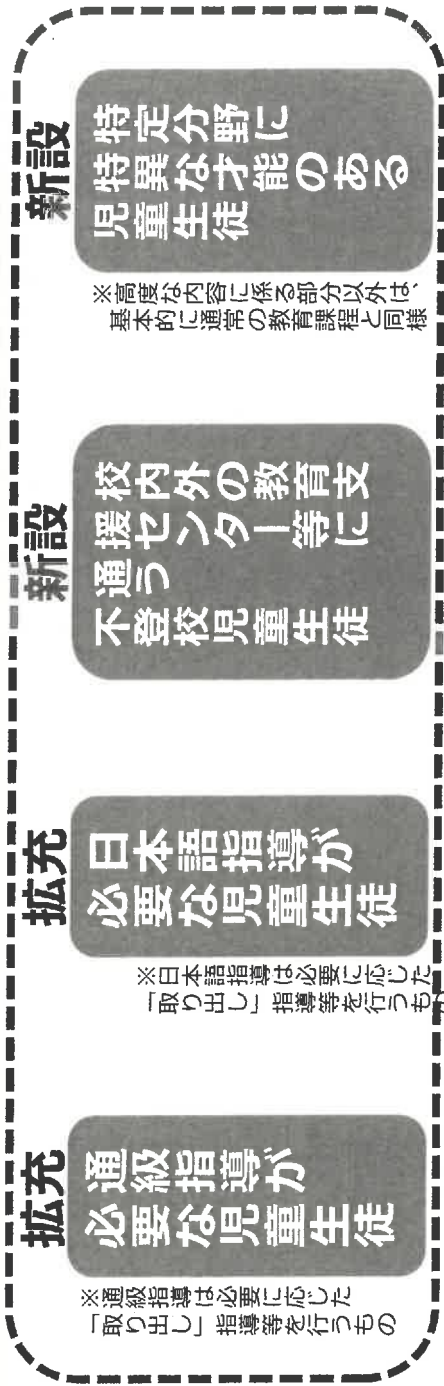
※(参考) 水谷年孝、登本洋子、高橋純(2021)1人1台端末及びクラウド活用が日常化した中学校における教員及び生徒の意識。日本教育工学会研究報告集, 2021 巻, 3 号, pp.98-105
村上唯斗、水谷年孝、登本洋子、高橋純(2022)1人1台端末及びクラウド活用が日常化した小学校における教員及び児童の意識。日本教育メディア学会論叢, 第52号, pp.43-52

柔軟な教育課程編成の促進（小・中学校の全体イメージ）

令和7年9月25日
教育課程企画部会
論点整理
第三章（4）p.46より抜粋

- 多様な個性や特性、背景を有する子供に対応するため、「学校」と「個々の児童生徒」単位の柔軟化を組み合わせ、「2階建て」で複層的に包摂できる、柔軟な教育課程の仕組みの構築に向かうことが重要
- 「2階」の特例の適用がある児童生徒も、「1階」で他の児童生徒とともに学びやすくなるなど、全体としての包摂性を高める方向で制度設計する必要

個々の児童生徒に着目した特例の新設・拡充



※教育委員会による支援を前提としつつ、大学等の協力も得る。全体としてデジタル技術を積極的に活用して対応

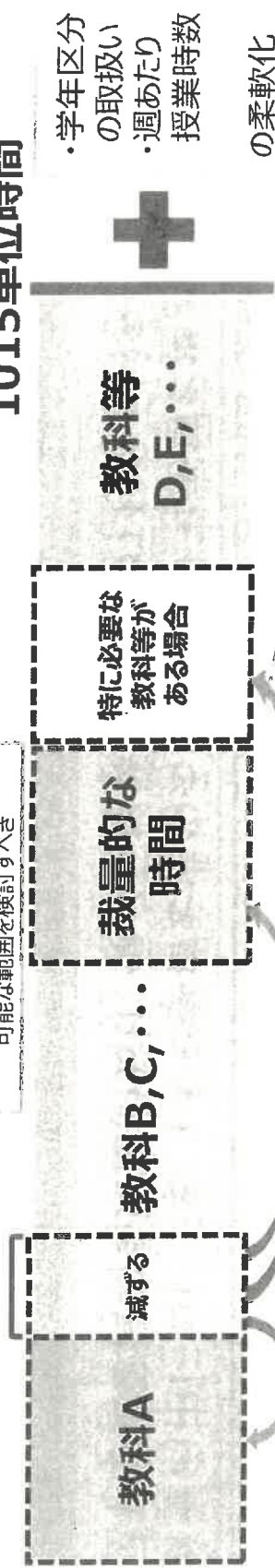
2階

調整授業時数

(1) 教科標準時数を下回ることが可能な範囲を検討すべき

1015単位時間

学校として編成する教育課程の柔軟化



(2) 調整授業時数を別の教科等に乗せ可能とすべき

(3) 裁量的な時間に調整授業時数を充てることが可能とすべき

(4) その一部を教育の質の向上を目的とした、授業改善に直結する組織的な研究・研修等に充てることが可能とすべき

(5) 調整授業時数を特に必要な教科の開設に充てることも可能とすべき

1階

※創意工夫を引き出すためのカリキュラム・マネジメントの実質化や指導主事の機能強化も図る

【現状と課題】

【近年の取組状況】

- 校内外の教育支援センターの設置数は増加傾向（教委設置1743箇所（R5）、校内設置約1.3万校（R6））※参考資料2
- 一方、原則学校単位で特別の教育課程を編成・実施できる「学びの多様化学校」の設置が進んでいる（個々の児童生徒に着目した特例ではない）

【生じている課題】

- 校内外の教育支援センターは、居場所機能のみならず、学習意欲を高め、資質・能力の向上に繋がる指導の充実が課題（遅れを取り戻したり、進学や原籍級復帰に繋げるためにも重要）
- 現状、個別の指導計画がないため、組織的・計画的な指導が確保されていないケースがままある
- 特別の教育課程の制度がないため、下学年の内容を学んでも、原籍級の教育課程に基づく評価を行わざるを得ない面がある（実態を踏まえた柔軟な評価は一定の限界）

【方向性と具体的論点】

個々の不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みを新設してはどうか
（「学びの多様化学校」とは別途新設）

【①対象となる児童生徒】

- 年間30日以上の欠席を一つの参考としつつ、具体の判断は学校や教育委員会が児童生徒の実態等を踏まえ総合的に行うこととすべきか
- 例えば、断続的な欠席や早退・保健室登校などが見られる等、不登校となる蓋然性が高いと考えられる場合等も対象になり得るとすべきか（「学びの多様化学校」と同様）

※参考資料3

【②特別の教育課程の内容・授業時数】

- 実態に即した望ましい教育環境を保障するために必要な範囲で柔軟に設定することとすべきか（「学びの多様化学校」と同様）
- 校内外の教育支援センター等と連携しつつ、過度な負担を生じさせないよう、個別の指導計画を作成することとすべきか

【③特別の教育課程が実施される場所】

- 特別の教育課程に基づく指導・支援が適切な場所で実施されることを担保するため、校内教育支援センターを含む学校内のみならず、一定の要件（例：地方自治体による設置、教員の配置等）を満たした学校外の教育支援センターも対象とし、位置付けるべきか

【④学習評価等】

- 指導要録上明確に位置付けるべきか
- 高校入試でも特別の教育課程に基づく取扱いをすべきか

令和7年11月12日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加計画書

千歳市議会議員 様

会派名 無所属

仲山 正人



次のとおり視察調査を行うので（研修会に参加するので）（陳情・要請活動を行うので）届け出ます。

議 員 名	無所属 仲山 正人
期 間	令和7年11月19日(水)7時30分から令和7年11月20日(木)21時20分まで
用 務 先 (視察先又は研修会場 又は陳情・ 要請先)	1 防衛省 住所：東京都新宿区市谷本村町 5-1 2 衆議院第2議員会館 佐藤英道衆議院議員事務所 住所：東京都千代田区永田町 2-1-2
内 容 (視察調査内容、研修 内容、陳情・要請内容 等)	1 千歳市の自衛隊体制強化を求める要望 自衛隊と地域コミュニティとの連携に関する要望 2 政策勉強会「不登校・フリースクールについて」
備 考	

※視察調査等の内容がわかる資料及び行程表などを添付すること。

経理責任者確認印



令和7年11月12日
無所属 仲山 正人

視察調査、研修会、陳情・要請活動行程表

日	時間	具体的行動	交通手段	料金
11/19 (水)	0730～0800	自宅出発→新千歳空港	自家用車	—
	0900～1035	新千歳空港→羽田空港	ADO 014 便	44,200円①
	1100～1200	羽田空港→市ヶ谷駅	京急、都営地下鉄、東京メトロ	自己負担
	1300～1700	防衛省で自衛隊体制維持陳情		—
	1730～1740	市ヶ谷駅→永田町駅	東京メトロ	自己負担
	1740～1750	永田町駅→都市センターホテル	徒歩	—
		都市センターホテル宿泊		①に含む
11/20 (木)	1220～1240	ホテル出発→衆議院第 ² 議員会館	徒歩	—
	1300～1500	政策勉強会		—
	1520～1530	衆議院第議員会館→永田町駅	徒歩	—
	1530～1630	永田町駅→羽田空港	東京メトロ、都営地下鉄、京急	自己負担
	1850～2020	羽田空港→新千歳空港	ADO 035 便	①に含む
	2050～2120	新千歳空港→自宅	自家用車	—

収入金額内訳書貼付用紙

(2 枚中 2 枚目)

伝票番号	4	収入金額	91 円
------	---	------	------

【領収書等添付欄】 収入金額内訳書等を重ねて添付しないこと。



普通預金 (兼お借入明細)

ATM等ご利用の
場合は矢印方向から
挿入してください

年	月	日	摘 要	お支払金額 円	お預り金額 円	差 引 残 高 円
7-	3-	10	新規		1,000	¥1,000*
2	7-	4- 4		1,000		¥0*
3	7-	4- 4			385,000	¥385,000*
4	D 7-	4- 9	振込入金* コウメイウチホセウシ		105,000	¥490,000*
5	7-	5- 7	振 替	27,280		¥462,720*
6	7-	5- 7	振 替	660		¥462,060*
7	7-	5- 8		33,000		¥429,060*
8	7-	5- 9			589,000	¥1,018,060*
9	7-	5-12		3,830		¥1,014,230*
10	7-	5-12		10,000		¥1,004,230*
11	7-	5-16		300,000		¥704,230*
12	7-	5-21			20,000	¥724,230*
13	7-	5-21		500,000		¥224,230*
14	7-	5-26			38,000	¥262,230*
15	7-	5-29	振 替	58,960		¥203,270*
16	7-	5-29	振 替	880		¥202,390*
17	7-	5-29			53,194	¥255,584*
18	7-	6- 4	振 替	255,584		¥0*
19	D 7-	7-25	振込入金* ホセキカイソウムカ		200,000	¥200,000*
20	D 7-	9-14	決算利息 7- 9-13マテ		178	¥200,178*
21	7-	9-19		100,000		¥100,178*
22	D 8-	3-15	決算利息 8- 3-14マテ		91	¥100,269*
23	8-	3-16	AD		55,800	¥156,069*
24	8-	3-16	手数料	110		¥155,959*

1. 証券類のご入金の際は摘要欄に記号（他券、取立）とお支払ができる予定日を印字します。
 なお、お支払可能時刻は証券類によって異なりますので、くわしくは窓口へお問い合わせください。

2. 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記載いたします。

※お借入残高のときは差引残高欄頭に「-」の表示をいたします

【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。